

令和2年2月27日

千葉市内建設関係団体等の長 様

千葉市建設局土木部
技術管理課長

千葉市発注の施工中の工事及び実施中の業務における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

このたび、千葉県や熊本県内において、建設現場の作業に従事する者に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明したことを受け、国土交通省より感染症対策の更なる徹底及び施工に係る作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合の対応について周知依頼がありました。

つきましては、施工中の工事及び実施中の業務（調査・設計・測量等）における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について、下記を踏まえて適切にご対応いただくとともに、会員企業様への周知をお願いします。

また、作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、別添「施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う発症報告書」により、本市の工事及び業務担当課へ速やかに報告するよう併せて周知をお願いします。

記

1. 工事の現場及び実施中の業務において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、よろしくをお願いします。
2. 作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう徹底をお願いします。

3. 新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業等に従事できなくなることに伴い、現場での施工や業務の継続が困難であると認められる場合には、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱うこととし、工事及び業務の一時中止をするとともに、必要に応じ工期の見直しや請負代金額の変更など適切に対応しますので、監督職員と協議をお願いします。

[参考]

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

(国土入企第52号令和2年2月25日国土交通省土地・建設産業局建設業課長)

新型コロナウイルス感染症(COVID(コビット)-19)の感染拡大防止の更なる徹底について

(事務連絡令和2年2月24日国土交通省土地・建設産業局建設業課長)

首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

URL : <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

URL : https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

担 当：技術管理課技術調整班

連絡先：245-5367